



再歩

～再建までのみち～

ふくなが きくえ
福永 菊枝 さん (95)
 おがた むつこ
緒方 睦子 さん (73)

行政区：東無田

「屋敷の草取りをしたり、ものづくりを楽しみたい」

二十四節気の小寒に入り今季一番の寒さが到来した1月10日に伺ったのは、東無田に住宅を新築された福永菊枝さん、緒方睦子さん親子の住まいです。

とても寒い日でしたが、通された居間は暖房で暖かくてありました。意外にも、「まだこの家は未完成なんですよ。玄関と居間の間のドアは付いていないし、ベランダもこれから設置するんです」と睦子さんが話してくれましたが、外の寒さを忘れるぐらい暖かくて居心地の良い空間でした。

自宅を新築したのは、テクノ仮設団地に建てられた「くまもと型復興住宅」を見学に行ったのがきっかけだったと菊枝さんは言います。展示モデルプランAを建築した施工業者の中に、菊枝さんの弟の家を建てた業者の名前を見つけると、迷わずモデルプランAの家を建てることに決めました。

電化製品はすべて菊枝さんが選んだという23坪の新居は昨年の12月中旬に完成し、新年を新しい家で迎えることができました。

お正月を迎えるときに困ったことが一つ。震災後、自宅から運び出し、敷地内の倉庫に保管していた生活用品の中にお正月用品も入っていて、「探すのが大変でした」と睦子さんは笑います。

「新しい家に入居して大変だったのはそのくらい。家を建てる時も、苦勞したことや支障になったことは何もありません」（菊枝さん）

室内はすべて段差をなくすなど、押し車を使う菊枝さんの生活にも支障がないようにつくられています。特に、「高さ」といい、大きさといい、作り付けた場所といい、すべて気に

（次ページ上段へ）

解体世帯へ 義援金を配分します

熊本県義援金配分基準により、町義援金配分委員会において新たに解体世帯への配分が決定しましたので、次のとおり該当する世帯へ配分します。

対象世帯

物件居住者のり災証明が「大規模半壊」「半壊」の認定を受け、または居住する住宅の敷地に被害が生じたため、やむを得ない事由により解体した世帯で、被災者生活再建支援金の解体世帯に係る基礎支援金の支給決定を受けている世帯

配分基準額（別表）

配分基準額は「全壊」世帯と同額ですが、支給済義援金との差額分を支給します。

申請について

被災者生活再建支援金の解体世帯に係る基礎支援金の申請が済んでいる世帯は、改めて申請書を提出する必要はありません。

支給について

被災者生活再建支援金の解体世帯に係る基礎支援金の支給決定後に、義援金申請の際の口座へ振り込みます。なお、口座振込をもって義援金支給決定通知に代えてさせていただきます。

町生活再建支援課

生活再建支援係

☎ 289・1400

別表	解体世帯配分基準額	支給済義援金 (大規模・半壊)	今回の支給額 (差額分)
県配分義援金	80万円	40万円	40万円
町配分義援金	10万円	5万円	5万円